

採用に向けた活動等におけるハラスメントの防止等について

香川県教育委員会では、令和8年10月1日施行の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）」の趣旨を踏まえ、次のとおり必要な事項を定めるとともに、県教育委員会事務局職員及び県公立学校教職員志望者等に対する、採用に向けた活動等におけるハラスメントの防止等に取り組むものとします。

1 定義

（１）県教育委員会事務局職員及び県公立学校教職員志望者等

県教育委員会事務局職員及び県公立学校教職員（会計年度任用職員を含む。）等として採用されようとし、その意思を表示している者や香川県教育委員会等が行う説明会、インターンシップ等の活動に参加している者をいう。

（２）採用に向けた活動等

県教育委員会事務局職員及び県公立学校教職員志望者等が行う、採用に向けた活動や職業の選択に資する活動であって、以下のものを含むものとする。なお、SNS等のオンラインを介したものとオンライン上で行われるものも含まれ、教職員が通常勤務している場所で行われるものに限らない。

- ① 採用（選考）試験の受験
- ② 業務説明会、職場見学会、教職相談会、インターンシップへの参加
- ③ 「香川県職員リクルーター制度」等による職員との面談
- ④ 教育実習

（３）ハラスメント

県教育委員会事務局職員及び県公立学校教職員志望者等に対する、採用に向けた活動等における以下のハラスメントに類するものをいう。

- ① セクシュアルハラスメント
- ② パワーハラスメント
- ③ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
- ④ 過剰な苦情や不当な要求等

2 採用に向けた活動等におけるルール

教職員は、採用に向けた活動等において、求職者等に対するハラスメントの防止に係る面接・面談等に関し定めた以下のルールに基づく対応を行うとともに、1（３）に定めるハラスメントの防止のため、県教育委員会事務局職員及び県公立学校教職員志望者等に対する言動等に必要な注意を払うよう努めるものとする。

（１）面接・面談の時間、場所、実施体制及び連絡手段等について

① 面接・面談の時間

原則として、8時30分から17時15分までの間で実施します。

② 場所

県有施設の会議室、その他香川県教育委員会が指定する場所で実施します。

③ 実施体制

複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、香川県教育委員会が認めた体制で行います。

なお、会議室など閉じられた空間で行う際は必ず複数人で実施します。

④ 連絡手段

郵送、電話、電子メール又は香川県電子申請・届出システムにより行います。電話にあつては公用電話、電子メールにあつては公用の所属メールアドレスを使用します。

⑤ オンライン会議システムの利用

オンライン会議システムを利用して面接・面談を行う場合には、香川県教育委員会が指定するシステムを用いて実施します。

(2) 相談窓口について

香川県教育委員会が行う採用に向けた活動等におけるハラスメントに関する相談窓口を以下のとおり設置します。

県教育委員会事務局職員及び県公立学校教職員志望者等からの相談窓口

メールアドレス kyoisomu@pref.kagawa.lg.jp

※ 相談者は、相談メールを送信するときは、題名に必ず「採用に向けた活動等におけるハラスメント相談」と記載すること。

相談窓口の担当者は、相談者等のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を遵守します。また、香川県教育委員会は、相談したことや相談等に係る調査に協力したこと等を理由に、相談者や教職員に対し不利益な取り扱いを行うことはありません。